

いつもお世話になります。現代人の食事時間は平均 11 分、嚙む回数は 620 回だそうです。この数字は戦前の約半分、鎌倉時代に比べると 3 分の 1 以下だとか。日々の仕事で時間に追われ、「食べることを大事にする気持ちが薄くなっている表れかもしれません。「いただきます」の感謝を忘れないように戒めたいものですね。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：総合診療医】

初期の診断をする医師、最初にかかる「かかりつけ医」のこと。特定の専門分野にとどまらず、問診によって患者の病名を特定するエキスパートとして医療界で注目されている。総合診療医が診断できなかった場合や、検査や手術が必要と判断した場合には病院に送るという流れである。個々の役割を明確にし、病院には入院医療・救急医療・手術などに医師や看護師を集中させるのが目的であり、医療費の抑制にも大きな期待がかかる。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【税金の納付が期限に遅れると・・・】

税金は納付期限に遅れると日数に応じて延滞税が課税されます。原則として法定納期限の翌日から完納する日が、2ヶ月以内については年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い方、それ以降の部分については年14.6%の税率で課税されます。また、状況によっては過少申告加算税、無申告加算税、重加算税といった税金が発生します。過少申告加算税は、税務署の調査を受けた後で修正申告をした場合などに課税されます。金額は新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。無申告加算税は、正当な理由なく期限後申告をした場合などにかかります。原則として納付すべき税額に対し50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の税率で課税されます。インターネットビジネスなどによる課税逃れが多いことから、平成18年度税制改正で50万円を超える部分の税率が引き上げられています。重加算税は、売上の除外や架空経費の計上など、意図的に事実を隠ぺいまたは偽装して申告した場合、過少申告加算税に加え追加納税額の35%が、また、申告をしなかった場合は無申告加算税に加え納税額の40%が課税されます。



今を生きる 先人の言葉

労働が体を強く
するようには困難は
心と強くする。

古代ローマ帝国の政治家であるセネカの言葉。一切の負担を掛けずに体を鍛えることはできない。同様に心にも試練を与え、それを乗り越えてこそ強くなるものだ。

